

2024年

8

月号

協会けんぽ

さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください。



今から使おう!マイナ保険証



マイナンバーカードを
健康保険証として利用できます

メリット

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参の必要がなくなります。
- 本人が同意した場合は、特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少します。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単になります。

など

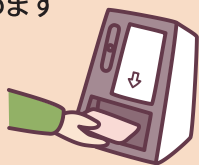
マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、お申し込みが必要です

以下から選択



医療機関で

医療機関・薬局の
顔認証付きカード
リーダーから申し込
めます



スマホから

下記3つを準備

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード
読取対応のスマホ

③ アプリ
「マイナポータル」
のインストール

マイナポータル



iPhone



Android

マイナポータルにログイン

ログイン後、画面を下にスクロールし、
青色のイラストの「健康保険証」を押す



セブン銀行ATMで

必要なものはマイナンバー
カードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの
手続き※

健康保険証利用の申込み

※ATMの機種によっては
「各種お手続き」



※利用申込みが完了しましたら、マイナポータル上で登録状況のご確認をお願いします。

※初めての利用時など、登録が完了しているかご不安な状況で受診する場合は、念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

※ご不明な点等がある場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません

・発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

・すべての加入者様に対し、安心してマイナ保険証をご利用いただくために、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を把握していただき、円滑な健康保険の諸手続きを行っていただくため、「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和6年9月以降に送付します。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。
「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。



「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号 0570-015-369

開設時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)



(※) マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

(※) 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは以下の22か国語でのお問い合わせに対応しています。

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

また、上記に併せて、佐賀支部の自動音声案内も変更となります

佐賀支部の代表番号
0952-27-0611にお電話後、
右記の番号を押すと
担当部署につながります。

- 「0」マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書についてのご相談
- 「1」健康保険制度や申請についてのご相談
- 「2」健康診断・保健指導についてのご相談
- 「3」交通事故・レセプト・返納金についてのご相談
- 「4」その他のご相談
- 「9」もう一度案内をお聞きになる場合

令和5年度 被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和5年10月から11月にかけて被扶養者資格の再確認を実施しました。

事業主・加入者の皆様には、ご多忙なところ「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和5年度 被扶養者資格再確認の結果

被扶養者の解除となった人：約**7.1万人**(令和6年3月31日現在)

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**10億円程度**

届出はその都度必要です!

被扶養者の解除となった理由として、就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していないという事案が多くを占めています。就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかに届出いただきますようご協力お願いいたします。

※提出先は日本年金機構となります。手続き方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル Tel:0952-27-0611(代表)

● 申請書はホームページより印刷できます。

● メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。

▼メルマガ登録



協会けんぽ 佐賀

検索